

第14回 シンポジウム 「税務と会計」

第一部 講演 「とある租税回避事件と税務会計」

【講 師】

小林 裕明（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

日時：2022年12月17日（土）15：00～17：30

会場：青山学院大学青山キャンパス17号館3階17309教室

主催：青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究センター

1. はじめに

皆さま、こんにちは。本日は、60分という貴重な講演の機会を頂戴いたしまして、御礼申し上げます。4年ぶりにシンポジウムを、このようなかたちで対面で開催できたことを皆さま方とともに喜びたいと思っております。

このシンポジウムは同窓会が主に活動されておられます。皆さま方は、会計・税務という特定の専門分野に進む方が多いので、業界の中で先輩方とのつながりは非常に重要です。現役の方も多く来ていただいておりますので、できれば監査法人や税理士法人の先輩の方々と交流を深めていただきたいと思います。そして修了したあともこのような機会を大事にしていきたいと思います。

2. 現在の研究テーマとその背景

私の現在の研究テーマは、課税所得計算と企業会計との関係性ということです。確定決算主義の下で、企業会計による決算書が課税所得計算のベースとなっており、それらを法人税法22条4項のいわゆる「公正処理基準」の規定を根拠につないでいます。近年、企業会計が変動していく中で、決算書の利益をそのまま課税所得計算に持ち込めるのか、その点が大いに問われる状況になっています。私の関心事は、課税所得計算にも固有の考え方があり、それを基に企業会計の処理を取捨選択している場合があるのではないか。そのような視点から課税所得計算と企業会計の接近や差異を明らかにする研究を行っています。

この点に関心を抱いたのは、20年以上役人をやっていた私の経歴が大きく影響しています。かつて、私は国税庁の審理室という部署で訴訟の担当をしていました。当時は、司法制度改革の直後ということもあり、課税訴訟に係属する件数も多く、また興銀事件、ストックオプション事件、りそな銀行事件など数々の著名事件の判決がありました。

その中でも特に印象深かったのが、本日ご紹介する「航空機リース事件」です。この事件は掲載する判例集は少ないのですが、のちの租税回避に対する課税や課税訴訟に影響を与えたと考えています。加えて、先ほど述べた、私の研究の起点となった視点が含まれています。以下、資料に沿って説明してまいります。

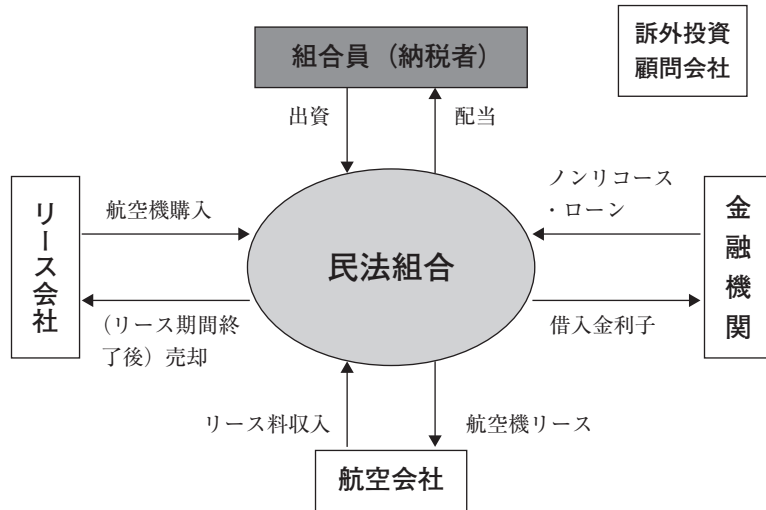
3. 航空機リース事件（名古屋地判平成16年10月28日判タ1204号224頁）

(1) 事件の概要

① 取引の説明

この事件は、いわゆる租税回避事件と位置付けられます。図表1の取引図をご覧ください。

〔図表 1〕 航空機リース事件取引図



【出典】 小林裕明『課税所得計算と企業会計の接点と乖離』同文館出版、2023 年 263 頁

ア まず、高額の給与所得、事業所得をもつ個人の富裕層（納税者）が、民法組合に出資します。この組合は投資顧問会社主導で組成され、組合の業務執行は別の会社に委託されて運営されています。

イ 民法組合は、組合員からの出資及び金融機関からの借入金によってリース会社から航空機を購入します。個人の出資は限られており、もっぱら借入比率を高め高額の航空機を購入します（レバレッジド・リース）。この借入金にはノンリコース・ローン（非遡及型債務）と呼ばれるものが使われます。これは、仮にリース事業が破綻しても個人に出資額以上の責任が及ばない保障が付いた借入形態です。

ウ 購入した航空機は、航空会社にリースされます。民法組合は、航空会社から得たリース料から借入利子及び組合の運営費用等を差し引いた残額を組合員に分配します。民法組合は法人格がなく納税義務者ではないので、組合員個人のリース料収入となります。これをパススルー課税と言います。

なお、航空機は動産ですが、課税上、航空機の賃貸収入は「不動産所得」の所得区分となります。

エ リース期間終了後、民法組合はリース会社に航空機を売却し、その売却収入により借入金の返済及び出資の払戻しを行って解散します。

② スキームにおける課税軽減効果

このスキームの課税上の旨味は次の二点にあります。

第一に、中古航空機の購入による多額の減価償却費の計上です。中古の航空機は高価で耐用年数が短いので、短期的に多額の減価償却費を取り不動産所得の赤字を作り出す

ことが可能です。赤字といっても、減価償却費は支出を伴いませんので、名目的な赤字です。この赤字は、給与所得や事業所得等の他の所得との損益通算が可能ですので、その結果、全体の所得を圧縮することができます。

第二に、長期譲渡所得の特例です。多額の減価償却費を計上すると簿価が圧縮され、リース期間終了後に売却する際に多額の譲渡益が発生します。所得税は累進課税をとっているのですが、かえって税額が増えるのではないかとお気付きの方もいらっしゃると思います。そこで効いてくるのが、長期譲渡所得の特例です。5年を経過して航空機を売却した場合、長期譲渡所得に該当し所得を2分の1にして定率の課税が行われます。この取扱いにより、多額の売却益が生じても課税負担はさほど生じないことになります。

この2つの効果により、トータルでは節税効果が得られ、キャッシュ・フローベースでは手堅く黒字を確保することができるのです。

中古の航空機の売買市場は比較的安定しています。LCCなどの会社がたくさんありますし、途上国などでは、なぜこんな飛行機が飛んでいるんだというくらい古い飛行機がいまだに現役で飛んでいます。中古市場が比較的安定していて値崩れしないので、航空機の売却によるリスクは僅少です。加えて、借入比率を大きくして高額な航空機を買うほど減価償却費を多くとることができ、赤字を増やし節税が図れます。レバレッジを利かせてもノンリコース・ローンによって、借り手の責任は限定されているのです。

こんな仕組みですので、リース事業で儲けなくてもいいわけです。節税効果によって利益を得るような金融商品です。皆さんはこのスキームをどのようにとらえますか。

(2) 課税の内容及び課税庁の主張

この租税回避スキームに対して課税庁は、民法組合が法的にも経済的にも不合理で有効に成立しておらず、組合契約は無効であり、その実態は訴外投資顧問会社からの利益配当契約であるとして課税を行いました。組合契約が成立せず投資顧問会社からの配当だとすると、これは雑所得となり、赤字の損益通算ができないことになります。

この民法組合が成立していないとする課税理由について、課税庁は訴訟において次の二点から主張を行っています。

一つ目は経済合理性の観点からの主張です。リース事業は、それ単独では恒常的に赤字である、節税効果を織り込んで初めて黒字になるということです。リース事業は、そもそも黒字になることを想定していない、スキームの租税軽減効果を織り込んで初めて黒字化できるものであると主張し、納税者のリース事業自体には経済合理性はないといいました。航空機リースの賃貸収入は、航空機の高額の減価償却費を到底まかない切れません。当初から、税額軽減に伴うキャッシュ・インフローを期待して仕組まれたスキームだということです。

もう一つは、通常、組合員が留保すべき重要な権限が実質的に認められておらず、民法組合契約が法的にも有効に成立していないという主張です。

民法上、組合は法人格がなくそれ自体権利能力がない存在であり、構成者である組合員同士が、その人的結合によって共通の目的を達成することを目指して集まったものです。したがって、組合自体は納税義務者とはならず、組合員がパススルー課税の対象となると申しました。

そういう人的な結合が強い性格の事業体ですが、本件では無機能資本家が集まって組合を形成しています。これを主導する投資顧問会社は、組合の業務執行を別の会社に委任しており、そのこと自体は民法に抵触しているわけではありません。しかし、組合員は事業上の責任を負担する存在である以上、業務執行会社に対してはこれを監視・監督する権限が留保されていなければなりません。具体的には、組合員には検査権（民法 673 条）と解任権（民法 672 条 2 項）という権利が強行的に認められているのです。

債権者に対して組合員は無限責任を負いますので、業務執行者に対する監視・監督権限は本質的な権限といえるでしょう。それがこの組合においては、実質的に行使可能な状態になく、また監視・監督する実体もなく形骸化していたということになります。強行的に保障されるべき組合員の権利が守られる状態になく、構成員の権利が認められていない以上、当初の組合契約自体が不合理なのではないかという疑問に行き着くわけです。

課税庁は、このような法的、経済的な面からの不合理性を指摘し、組合契約が有効に成立していないと主張しました。民法組合というビークルが形骸だとすれば、結局、投資顧問会社との関係で、出資して配当を受けるという部分だけが残ります。課税庁は、当事者の真意として民法組合契約ではなく、投資顧問会社との出資・配当契約であるとして、不動産所得の赤字を否認し雑所得とする課税処分を行いました。

皆さんはどう思われますでしょうか。組合を作ってリース事業をやっていたのですが、納税者が組合員として積極的にコミットしているという実態はなく、真意はもっぱら税の軽減を図るところにあるということです。節税商品という触れ込みのパンフレットが証拠として提出されましたが、ただ単にお金を出して金融商品に投資しているのが実態なわけです。だから、組合という事業の器はそもそも存在しないというのが課税の根拠となっています。

(3) 裁判所の判断

ところが、裁判ではどうなったかというと、結局、納税者が勝ったのです。

第一審の名古屋地裁は、非常に緻密な分析と説得的な理由の判決を示しました。判決は、先の課税庁の 2 点の主張に応える前に、まず「契約解釈のあり方」と題して、当事者の真意の所在を探求する際には、動機や意図などの主観的事情を排した上で、契約類型や契約

内容が「社会通念上著しく複雑、迂遠なものであって、到底その合理性を肯認できない」かどうか、客観的な見地から判断すると述べました。課税庁があらかじめ租税回避と決めつけた上で、偏向した見方で契約を解釈しないように予め釘を刺したわけです。

そして、第一の経済合理性の観点からの主張に対しては、キャッシュ・フロー・ベースでも損失が生じる可能性が相当ある一方、高額な利益を得る可能性もあるから、投資としての経済的合理性が存在することを否定できないと述べました。いくつかの投資案件について収支計算して分析した結果、黒字が出ていた民法組合もあったようです。そうすると、リスクとリターンの関係が成立し投資の意味があることになります。リース事業単独では、恒常的に赤字になるとまでは言えないと判断したのです。

続けて、第二の民法組合契約の法的な合理性ですが、これについては、一般組合員の検査権を排除した条項や業務執行会社を解任する権利を排除する旨を定めた条項は見当たらない。だから、組合員としての権利は保障されているのだと指摘しています。

ややすれ違っていますけれども、課税庁は、実質的に組合員の権利が保障されていないのが実態だと言っています。事実、検査とか解任の手続が契約書の中に一切書かれていませんし、検査権や解任権を行使する状況にもなかったのでしょう。

ところが、裁判所は、契約書に書かれていないから検査権と解任権が保障されていないのではない、そもそも民法に検査権と解任権があると書かれているのだから、契約書がそれについて触れていなくても、当然、検査権と解任権はあるといったわけです。契約書の中に「検査権、解任権を排除する」という条項があれば別ですが、契約書に書かれていないことをもって組合員の検査権と解任権が排除されるわけではない、そういう本質的な権利は法律上、認められている、だから民法組合として法的な合理性はある、という判断だったわけです。

結果的に、①の経済的な合理性と②の法的な合理性の両面から検討した結果、どちらも認められるということで、納税者が勝って課税庁が負けた結論になっております。

(4) 航空機リース事件の影響

この事件を経験し、以後の租税回避に対して及ぼした影響、そして、この事例を通じて思った所感を述べたいと思います。

この事件では、このスキームを金融商品として出資した納税者がたくさんいて、全国一斉に課税が行われました。その結果、その課税を唯々諾々と呑んだ方もいらっしゃる、課税処分を不服として訴訟を起こした人もいて、最終的には70件余りが地裁に係属しました。ファーストケースとなった名古屋地裁で課税庁が負けて、控訴はしましたがでも上告しないで課税処分を全部取消しました。通常は課税処分取消訴訟に勝った人の課税だけが取消されるのですが、それでは課税の公平が保てないということで、提訴していない

人も含めて、同一スキームに対して行った課税をすべて取消す結果となったわけです。全国的に課税を行ったので、取消しも多数の納税者に及び、改めて当初の課税処分に踏み切った判断の妥当性が問われたことになります。

なお、訴訟の審理と並行して、平成 17 年度税制改正において、特定の組合事業から生じる赤字の損益通算や損金算入を制限する措置が講じられました（租税特別措置法 41 条の 4 の 2）。この改正は、航空機リース事件のスキームを念頭に作られたものです。事業に関与していない無機能組合員の受動的な所得に対して、赤字の計上を制限する立法措置を行いました。

この時代の課税庁は比較的チャレンジングな課税を行っていました。租税回避行為を断固許さないという姿勢のもとで、取引の実態を解明し、損益の状況や資金の流れを追いかけて、当事者に供述を求めながら、様々な間接証拠を積み上げていって、法的・経済的観点から何とか矛盾点を暴こうと努力していたんだと思います。本件についても、無機能投資家の集団がなぜ民法組合という人的結合が濃厚な事業形態を選択するのかという疑問を起点として、その存在をなんとか突き崩すような課税を行ったわけです。

しかし、結果的には突き崩せなかった。やはり、当事者の合意した契約は重いし、それを租税法の世界において、出資・配当契約という別の契約に置き換えることを、裁判所は許さなかった。そこに、租税回避に対する課税の限界が見えてきたわけです。

実は、租税回避の否認は、原則的には法的な根拠がないと課税することができないという学説が当時から強かったのです。法的な根拠というのは、典型的には同族会社の行為計算の否認規定（法人税法 132 条）のようなものを思い浮かべてください。ただ一方で、当事者の結んだ契約が不合理な場合には、必ずしも法形式に従わずに当事者の真意を踏まえた契約解釈を行い、そこに課税要件を当てはめるという理論も有力に主張されていました。この理論を認めた下級審判決もいくつか出ていたのです。

課税庁としては、最高裁が判例を示していない中で、当事者の真意を踏まえた契約解釈のあり方が否定されていないということで、租税回避とみられる事例に対しては証拠を積み重ね、これに挑む姿勢で臨んでいました。その結果として、「銀行外税控除事件」のように新たな否認法理が示されて勝訴した事例もあったのですが、徐々にその限界が見え始めていったのです。この航空機リース事件は、そのような租税回避否認の流れの中で、一つの転機となった事案だと私は思っています。

この事件のような租税回避の否認が明示的にダメを押されたわけではありませんが、この事件の頃に潮目が変わったと思っています。最終的にダメ出しされたのは、皆さんご案内の方も多いと思うのですが、武富士事件の最高裁判決（最判平成 23 年 2 月 18 日月報 59 巻 3 号 864 頁）における須藤裁判長の補足意見だと思います。この意見は、「解釈論にはおのずから限界があり、法解釈によっては不当な結論が不可避であるならば、立法によっ

て解決を図るのが筋」だと指摘しています。補足意見ですので判例を形成しませんが、最高裁判事の意見ですので重みがあり、裁判所のスタンスを集約していると思います。ご興味があれば、全文をご確認下さい。

(5) 会計の視点との差異

以上が航空機リース事件のてん末ですが、ここで会計を専門とする皆さんはどのようにお感じになったでしょうか。

私自身も役所に入る前は、経済学部出身の会計を専攻する一学生でした。ですので、このスキームに対する課税の是非を問われたときは、「いけるんじゃないか」と思っていました。何も民法組合なんていう不自然な事業体を選択しなくても、実態は金融商品に投資しているようなものなのです。だから、金融商品とみなして雑所得課税の方が実態に即しているのです。この発想は、投資利回りやキャッシュ・フローなど経済的な事実をとらえており、法律関係を意識していないと言えるでしょう。しかし、「税法に基づく適正な課税」を考える場合には、法律関係は経済的な実態よりも尊重されるのです。

この事件を通じて、私は当事者が合意して形成された法律関係は、課税上そう簡単に破れないことを強く意識させられました。税の世界は法律に基づいて執行され、私法、すなわち民商法の規定や考え方にのっとって課税関係が構築されています。私法の規律がまずベースにあり、それをオーバーライドして課税を行う場合には、原則としてそれを許容する法律の根拠が必要となる。そうすることで、納税者の法的安定性や予測可能性を守っているのです。

一方、会計の世界では、概念フレームワークによれば、「投資のポジションとその成果」を明らかにすることが求められます。会計基準が定める会計処理は、必ずしも法律関係に拘束されることはありません。例えば、リース取引は賃貸借契約の法形式によらず、借り手側にあたかも所有権が移ったものとしてリース資産及び減価償却費の計上を行います。また、連結財務諸表では、子会社という独立した法人格を有する存在が無視され、親会社の財務諸表に合算され連結会社間取引が内部取引として消去されます。意思決定のためにより有用な開示情報を作り出すためには、法形式に従わない会計処理も必要なのです。

法形式よりも経済実態を優先する会計の思考は、税務の世界とはちょっと違ってきます。その点がより鮮明になった金融取引の事件を、次にご紹介したいと思います。

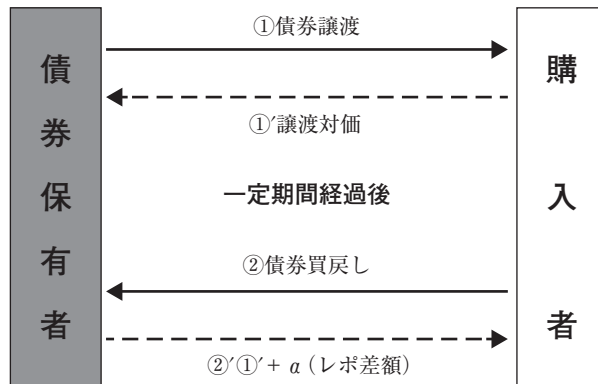
4. レボ取引事件（東京地判平成 19 年 4 月 17 日税資 257 号順号 10689）

(1) 取引の内容及び課税上の問題

もう一つの事例をご紹介します。一般的には「レボ取引」と言わず「債券現先取引」と言った方が通用するのかもしれませんが。この事件で問題となった取引について

は、図表 2 をご覧ください。

〔図表 2〕 レポ取引概念図



原告は大手の信託銀行です。手持ちの国債、債券を利用して短期的に資金調達を図ることを目的として、このレポ取引を実行しました。まず、①手持ちの債券を譲渡して、その対価①'を受け取ります。短期的に一定期間、例えば3か月程度経過したら、同種の債券を同量買い戻すというわけです。その際に、当初の譲渡対価を①'に対して、買戻価格は①'にプラスアルファの差額を上乗せした②'を支払うわけです。この差額のことを「レポ差額」といいます。

表題の「レポ」は、「repurchase」の略です。レポ取引は判決文において、「有価証券取引の一類型であり、一般的には、当初売買する有価証券と同種・同量の有価証券を将来一定価格で再売買するとの条件の下で、当該有価証券を売買し、その後に当該有価証券と同種・同量の有価証券を当該一定価格で再売買する取引をいう。」と定義されています。

これ自体はわかると思いますが、経済的に別の形式に置き換えるとどういうことでしょうか。短期間のうちに手持ちの債券を売却して買い戻すわけですが、要は、一定期間手持ちの債券を担保に出してお金を借り、返すときにプラスアルファの「レポ差額」という利息を支払うことと全く一緒なわけです。機能的には、債券を担保に短期的な借入れを行ったのと変わらないわけですね。ちなみに、プラスアルファのレポ差額は、債券の価格と買戻しまでの期間に応じて決まってくるので、実態的にはまさに利息です。

そのことを念頭に置いていただいたところで、課税関係の説明をいたします。問題になるのは、源泉徴収です。つまり、この取引を金銭の貸借であると見立てた場合、貸付金の利子には源泉徴収が必要になってくるのです。この事件においては、借り手である信託銀行は、貸し手にレポ差額を支払うときに源泉徴収をする必要があるかどうかが問題となりました。

所得税法 161 条、当時 6 号で、現在は 10 号という規定は、国内源泉所得に対する源泉

徴収義務を規定しています。その条文には、「貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子」と、やや微妙に規定されています。完全に貸付金とは言えなくても、カッコ書きで「準ずるもの」と書いてあるのだから、機能的に貸付金に類似する取引であれば「準じている」という文言を満たしているのではないかと。課税庁はそうのように解釈して、信託銀行に源泉徴収義務があると判断しました。源泉徴収が漏れている場合は「納税の告知処分」という名称の課税処分ですけれども、そのような処分を行いました。

この事例の場合についても、会計を専門とされる方はどのようにお考えになれるでしょうか。ちなみに、このレポ取引の場合に源泉徴収しなかったら、貸付金利息に対して行っている源泉徴収との整合性は保たれません。課税上、不公平が生じることになり、真面目に源泉徴収を励行されている方は憤られるかもしれませんね。

(2) 第一審判決要旨

判決はレポ取引を貸付金に「準ずるもの」とは認めなかった。つまり課税庁が敗訴しました。以下、判決文の一部を引用して紹介します。

「…所得税法 161 条 6 号『貸付金（これに準ずるものを含む。）』の『利子』とは、消費貸借契約に基づく貸付債権を基本としつつ、その性質、内容等がこれとおおむね同様ないし類似の債権の利子ということが出来る。（中略）他方、社会通念上、私法上の消費貸借契約における貸付債権とその性質、内容等がおおむね同様ないし類似するか否かが問題となる。その意味において、その法形式等を全く考慮することなく、経済的効果のみに着目して、同条号の『貸付金（これに準ずるものを含む。）』の『利子』に該当するか否かを判断することもできない（この点において、被告らの主張も採用できない。）というべきである」（下線部筆者）。

結論からいうと、「貸付金」など私的取引における基本概念の意味内容を考える上で、他の分野の法概念を取り込んで解釈したと評することができます。

改めてですけれども、これは法形式でいうと貸付金ではないわけです。貸付金は基本的には消費貸借契約から生ずるものですが、この事件の取引はあくまで売買です。売買形式を取る意味として、「倒産隔離」ということがよく説明されます。

倒産隔離は、仮にお金を返せなくなったときに、そのまま債券を返さなくていいという点で、貸付側、資金提供側に有利な処理ができるというメリットがあります。担保の構成を取った場合には、返済不可能になると煩雑な手続が生じるので、面倒な手間と十分な返金を得られないリスクがあります。それよりは売却・再購入という構成をとったほうが、貸付側、資金提供側に有利な処理ができます。そして、そのような保障がある分、資金調達も容易となり借り手にとってもメリットがあるわけです。

判決は、貸付金とは判断しませんでした。機能的には資金調達なのですが、「倒産隔離」

ようなメリットがあるのでこの法形式を選択する意味があつて、納税者はあえて担保付融資の構成を取らず、売却・再購入という取引形態を取ったのだと判断しました。この点は、「貸付金」の解釈を厳格に行つたと理解できそうです。「貸付金に準ずる」という法文の文言は広く解釈できる余地はありますが、判決は「貸付金」を、私法上の消費貸借契約をベースに考えました。そうすると、機能的類似性があつてもやはり法形式が全く異なり、その異なる部分にも意味があるとするれば、貸付金とは認定できないことになります。

一方、会計処理の面からすれば、債券の売却があつても短期的に同種・同量を買戻す約束があれば、金融資産の消滅要件を満たさないからオフバランスしないことになります。したがって、債券は引き続き資金の借り手の許に残存することになり、売却代金が貸し手から借り手に移転するところだけが生じます。これは「短期貸付金」という科目で仕訳するしかないのではないのでしょうか。実は、金融商品実務指針も、債券現先取引の処理は現在も金融取引として処理することを指示しています。

5. 税務会計への示唆

この事例は、税法と会計の考え方が明確に表れた事例だと思います。もちろん、この事例は源泉徴収義務の存否が争点となった判決ですので、課税所得計算の場面において、これを売却・再購入取引として処理するか、金融取引として処理するかは議論があるところだと思います。

そもそも、近時の会計の目的は、概念フレームワークの中では投資のポジションとその成果を明らかにすることと謳っております。そういう投資のポジション及び成果の測定・開示といった目的からすれば、売却・再購入といった場面においても法形式に拘束されず、債券をオフバランスせずに借り手の資産として残し、また買戻しまでの期間の経過利息を認識することが必要となってきます。その方が経済的な実態を明確に反映することになるからです。

このように会計は、もっぱら経済的実質を反映するかたちで会計処理を選択する、そしてそのためには法形式をも超越することがある。これは会計の実質優先主義（substance over form）と呼ばれるものです。一方、税法については法律関係をベースに考えることが基本で、租税回避事件にみられるように当事者が合意して形成された法律関係は、原則的には法文上の根拠がない限り破れない。その背景には、租税法律主義があり、法的安定性や予測可能性を守らねばならないという別途の要請が働くからです。

このような会計と税法の基本的思考の相違が、いかに課税所得計算に影響を与えているか、それを明らかにするのが私の問題意識で、現在取組んでいる研究の内容であります。取り留めない話にお付き合いくださり、ご清聴ありがとうございました。

（了）